

事業者クラス分け評価制度（SABC評価制度）

- 省エネ法の定期報告を提出する全ての事業者をS・A・B・Cの4段階へクラス分けし、クラスに応じたメリハリのある対応を実施するもの。

| | | | |
|---|--|---|---|
| <p>Sクラス 省エネが優良な事業者 (目標達成事業者)</p> | <p>Aクラス 省エネの更なる努力が 期待される事業者 (目標未達成事業者)</p> | <p>Bクラス 省エネが停滞している事業者 (目標未達成事業者)</p> | |
| <p>【水準】 ※1 ①<u>努力目標達成</u> または、 ※2 ②<u>ベンチマーク目標達成</u></p> <p>【対応】 優良事業者として、経産省HPで事業者名や連続達成年数を表示。</p> | <p>【水準】 Bクラスよりは省エネ水準は高いが、Sクラスの水準には達しない事業者</p> <p>【対応】 省エネ支援策等に関する情報をメールで発出し、努力目標達成を推進。</p> | <p>【水準】 ※1 ①<u>努力目標未達成かつ直近2年連続で原単位が対前年度年比増加</u> または、 ②<u>5年間平均原単位が5%超増加</u></p> <p>【対応】 <u>注意喚起文書を送付し、現地調査等を重点的に実施。</u></p> | <p>Cクラス 注意を要する事業者 (目標未達成事業者)</p> <p>【水準】 Bクラスの事業者の中で特に判断基準遵守状況が不十分</p> <p>【対応】 省エネ法第6条に基づく指導を実施。</p> |

※1 努力目標：5年度間平均エネルギー消費原単位又は5年度間平均電気需用最適化評価原単位を年1%以上低減すること。

※2 ベンチマーク目標：ベンチマーク制度の対象業種・分野において、事業者が中長期的に目指すべき水準。

※3 定期報告書、中長期計画書の提出遅延を行った事業者は、Sクラス事業の公表・優遇措置の対象外として取り扱うことがあります。

問い合わせ先

| 問い合わせ先 | 電話番号 | 担当地域 |
|----------------------|--------------|-----------------------------------|
| 北海道経済産業局エネルギー対策課 | 011-709-1753 | 北海道 |
| 東北経済産業局エネルギー対策課 | 022-221-4932 | 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島 |
| 関東経済産業局省エネルギー対策課 | 048-600-0362 | 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡 |
| 中部経済産業局エネルギー対策課 | 052-951-2775 | 富山、石川、岐阜、愛知、三重 |
| 近畿経済産業局エネルギー対策課 | 06-6966-6051 | 福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山 |
| 中国経済産業局エネルギー対策課 | 082-224-5741 | 鳥取、島根、岡山、広島、山口 |
| 四国経済産業局エネルギー対策課 | 087-811-8535 | 徳島、香川、愛媛、高知 |
| 九州経済産業局エネルギー対策課 | 092-482-5474 | 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島 |
| 沖縄総合事務局経済産業部エネルギー対策課 | 098-866-1759 | 沖縄 |
| 資源エネルギー庁省エネルギー課 | 03-3501-9726 | 制度全体に関する問い合わせ |